

# 鹿児島市建設工事最低制限価格制度の運用について

建設工事における最低制限価格制度の運用については、鹿児島市建設工事最低制限価格制度実施要領に定めるもののほか、下記のとおり行うものとします。

## 記

### 1 対象外工事

降灰除去工事、しゅんせつ工事（港湾工事を除く）及び随意契約に係る建設工事は、最低制限価格制度の対象工事としない。

### 2 制限割合の算出（単価契約を除く）

制限割合は、当該工事の予定価格の算出の基礎となった、次のア～エの額（円未満切捨て）の合計額を、工事価格で除して算出するものとする。（小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。）

$$\text{制限割合} = (\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ}) \div \text{工事価格}$$

ア：直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額

イ：共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額

ウ：現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

エ：一般管理費相当額に10分の7.5を乗じて得た額

### 3 最低制限価格〔税抜き〕の算出

最低制限価格〔税抜き〕は、予定価格〔税抜き〕に制限割合を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

ただし、その割合が10分の9.2を超える場合には予定価格に10分の9.2を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とし、その割合が10分の8に満たない場合には予定価格に10分の8を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

### 4 実施時期

令和2年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事の入札から適用する。

# 鹿児島市建設工事低入札価格調査制度の運用について

建設工事における低入札価格調査制度の運用については、鹿児島市建設工事低入札価格調査制度実施要領に定めるもののほか、下記のとおり行うものとします。

## 記

### 1 対象工事

- (1) 予定価格 23 億円以上の工事
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価落札方式による入札を行う工事
- (3) 上記に掲げる工事以外の工事のうち、低入札価格調査制度を適用することが必要であると市長が認める工事

### 2 制限割合の算出

低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の制限割合は、当該工事の予定価格の算出の基礎となった、次のア～エの額（円未満切捨て）の合計額を、工事価格で除して算出するものとする。（小数点第 2 位を切り捨て、小数点第 1 位までとする。）

$$\text{制限割合} = (\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ}) \div \text{工事価格}$$

ア：直接工事費相当額に 10 分の 9.7（9）を乗じて得た額

イ：共通仮設費相当額に 10 分の 9（8）を乗じて得た額

ウ：現場管理費相当額に 10 分の 9（8）を乗じて得た額

エ：一般管理費相当額に 10 分の 7.5（5.5）を乗じて得た額

※（ ）内の数字は失格基準価格の場合

### 3 低入札価格調査基準価格〔税抜き〕及び失格基準価格〔税抜き〕の算出

低入札価格調査基準価格〔税抜き〕は、予定価格〔税抜き〕に低入札価格調査基準価格の制限割合を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合には予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とし、その割合が 10 分の 8 に満たない場合には予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

失格基準価格〔税抜き〕は、予定価格〔税抜き〕に失格基準価格の制限割合を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

### 4 実施時期

令和 2 年 8 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う工事の入札から適用する。